

記入例①

青枠は、すべての方が必ず記入。

令和6年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名) 株式会社イカイコントラクト	(フリガナ) イカイ タロウ	あなたの生年月日 男・大 55年 1月 1日
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号	あなたの氏名 伊海 太郎	世帯主の氏名 伊海 太郎
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所) 沼津市長787	あなたの個人番号 提供済みの個人番号と相違ありません	あなたの住所又は居所 (郵便番号 424-0055) 静岡県清水区吉川431-1
		あなたの配偶者の有無 有	



あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号	令和6年中の所得の見積額	非居住者である親族	住所又は居所	異動月日及び事由
源泉控除対象配偶者(注1)	伊海 花子	提供済みの個人番号と相違ありません	1,000,000円	2024年の収入を記入してください	同上	国内に住所を有せず、かつ、現在まで1年以上国内に居所していない人
主たる給与から控除を受ける B 扶養親族(16歳以上) (平21.1.1以後生)	1 伊海 花太郎	提供済みの個人番号と相違ありません	600,000円(送金)	<input checked="" type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払	アメリカ合衆国 カリフォルニア州ロサンゼルス市	
	2 伊海 太	提供済みの個人番号と相違ありません	1,560,000円(年金)	<input checked="" type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払	同上	
	3	提供済みの個人番号と相違ありません		<input type="checkbox"/> 70歳以上で直系尊属(父母・祖父母)の場合は『同居老親等』に該当するため <input type="checkbox"/> その他		
	4	提供済みの個人番号と相違ありません		<input type="checkbox"/> 70歳以上で直系尊属(父母・祖父母)の場合は『同居老親等』に該当するため <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族		

この申告書は、あなたの給与に課税されるものとして、この申告書に提出する人(源泉控除対象配偶者)が、2か所以上から必要書類を提出する場合は、2か所以上から必要書類を提出してください。

※扶養者の住所が異なる場合は生計を同一している証明とし、送金証明書の添付が必要となります。

障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生

※令和2年より寡婦(寡夫)控除が適用になりました。子どもがいる方で婚姻暦がなくても控除対象者となります。ただし、住民票に『夫(未届)』『妻(未届)』の記載がある場合は対象外になります。

控除、障害者控除などの控除を受けるために提出する書類を提出している場合は、そのうちの1か所にしか提出しないこと。申告書に「注意」等をお読みください。

他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名			住所又は居所			控除を受ける他の所得者		
	氏名	あなたとの続柄	生年月日	氏名	あなたとの続柄	住所又は居所	氏名	あなたとの続柄	住所又は居所

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を經由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

16歳未満の扶養親族(平21.1.2以後生)	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外国外扶養親族(該当する場合は印を付けてください。)	令和6年中の所得の見積額(※)	異動月日及び事由
1	伊海 華	提供済みの個人番号と相違ありません	長女	19年 1月 2日	同上		0円	
2								

※「令和6年中の所得の見積額」欄には、退職所得を除いた所得の見積額を記載します。

退職手当等を有する配偶者・扶養親族	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族(該当する項目にチェックを付けてください。)	令和6年中の所得の見積額(※)	障害者区分	異動月日及び事由
						<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 20歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 障害者	円	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特別	

寡婦又はひとり親
 寡婦
 ひとり親

記入例②-1
(収入0円～103万円以下)

給与と所得者の基礎控除申告書 兼 給与と所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書

給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) 伊海 知
給与の支払者の法人番号	あなたの氏名 伊海 太郎
給与の支払者の住所又は居所	あなたの住所又は居所 静岡県清水区吉川431-1



基・配・所

所得者本人の合計所得額★が900万円以下で、配偶者の合計所得★が48万円以下(収入が0円～103万円以下)なおかつ年齢が70歳未満の場合
※合計所得＝★

◆ 給与と所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 (同一生計配偶者に係る申告) ◆

- 「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。
- 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当し、かつ、「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当する場合は、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けることができます。
- 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(D)に該当し、かつ、「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①又は②に該当する場合は、配偶者に係る定額減税の適用を受けることができます。ただし、その配偶者が非居住者である場合を除きます。

配偶者の氏名等

(フリガナ) 配偶者の氏名	配偶者の個人番号	配偶者の生年月日
伊海 花子		男・大(男) 55年 1月 2日
あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	同上	非居住者である配偶者 生計を一にする事実

定額減税のための申告書
 つ、配偶者の本年中の合計所得金額(「配偶者控除等申告書」)

2 上記1以外である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください(「配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載する必要はありません)。
 ◎ 「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下である場合又は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆ 給与と所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	5,000,000 円	3,560,000 円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		★ 3,560,000 円

2024年収入金額を記入 おおよその金額でかまいません。

○ 控除額の計算

<input checked="" type="checkbox"/> 900万円以下 (A)	48万円	区分Ⅰ A (左のA～Dを記載)
<input type="checkbox"/> 900万円超 950万円以下 (B)	48万円	
<input type="checkbox"/> 950万円超 1,000万円以下 (C)	48万円	
<input type="checkbox"/> 1,000万円超 1,805万円以下 (D)	48万円	
<input type="checkbox"/> 1,805万円超 2,400万円以下	48万円	
<input type="checkbox"/> 2,400万円超 2,450万円以下	32万円	
<input type="checkbox"/> 2,450万円超 2,500万円以下	16万円	

※ 「区分Ⅰ」、「基礎控除の額」及び「本人定額減税対象」欄は上記の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	1,000,000 円	450,000 円
(2) 雑所得		
金額の見積額		* ★ 450,000 円

2024年収入金額を記入 ※源泉徴収票の支払金額を記入 ※表面参照

判定

<input type="checkbox"/> 48万円以下かつ年齢70歳以上 (昭30.1.1以前生)	配偶者控除 (1)
<input checked="" type="checkbox"/> 48万円以下かつ年齢70歳未満	配偶者控除 (2)
<input type="checkbox"/> 48万円超95万円以下	配偶者特別控除 (3)
<input type="checkbox"/> 95万円超133万円以下	配偶者特別控除 (4)

区分Ⅱ ② (上の①～④を記載)

○ 控除額の計算

区分Ⅱ	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額」)(※月の金額)										配偶者控除の額	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		配偶者特別控除の額
区分Ⅰ A	49万円	38万円	29万円	26万円	21万円	20万円	24万円	16万円	11万円	8万円	0万円	380,000 円
B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円	
C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	

※ 「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」及び「配偶者定額減税対象」欄は上記「判定」及び「控除額の計算」の表を参考に記載してください。
 (D)に該当する場合、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできませんが、①又は②の場合には配偶者定額減税対象となります。

年収入1095万円以下の方は判定[A]に該当。

注意!!
 収入が201万5,999円以下の方は必ず記入をお願いします。

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合、記載する必要はありません。

○ 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付してください(該当者が複数人いる場合は、いずれか1名を記載することで差し支えありません)。
 なお、「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載してください。

○ 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載しなくても構いません。

要件	あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載)	☆ 扶養親族等 (フリガナ)
	同一生計配偶者 ¹⁸⁾ が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)	同一生計配偶者又は扶養親族の氏名
	扶養親族が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)	あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所
	扶養親族が年齢23歳未満(平14.1.2以後生) (右の☆欄のみを記載)	左記の者の左記の者の合計あなたとの総額(所得金額(見積額))

★ 特別障害者に該当する事実 (裏面「3-24」を参照)
 扶養控除等申告書のとおり

(注) 「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人をいいます。

◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

記入例②-2

(収入103万円～201万5,999円以下)

給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書

給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) 伊海 知
給与の支払者の法人番号	あなたの氏名 伊海 太郎
給与の支払者の住所又は居所	あなたの住所又は居所 静岡県清水区吉川431-1



基・配・所

所得者本人の合計所得額★が900万円以下で、配偶者の合計所得★が48万円以上123万円未満(収入が103万円～201万5,999円以下)なおかつ年齢が70歳未満の場合
※合計所得＝★

給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 (同一生計配偶者に係る申告)

- 「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。
- 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当し、かつ、「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当する場合は、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けることができます。
- 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(D)に該当し、かつ、「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①又は②に該当する場合は、配偶者に係る定額減税の適用を受けることができます。ただし、その配偶者が非居住者である場合を除きます。

配偶者の氏名等

(フリガナ) 配偶者の氏名	配偶者の個人番号	配偶者の生年月日
伊海 花子	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	男・大(密) 55年 1月 2日
	同居	非居住者である配偶者
		生計を一にする事実

給与所得者の基礎控除申告書

あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	5,000,000 円	3,560,000 円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		★ 3,560,000 円

2024年収入金額を記入 おおよその金額でかまいません。

控除額の計算

900万円以下 (A)	48万円	区分Ⅰ
900万円超 950万円以下 (B)	48万円	A (左のA～Dを記載)
950万円超 1,000万円以下 (C)	48万円	基礎控除の額
1,000万円超 1,805万円以下 (D)	48万円	480,000 円
1,805万円超 2,400万円以下	48万円	本人定額減税対象
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	

※「区分Ⅰ」、「基礎控除の額」及び「本人定額減税対象」欄は上記の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	2,000,000 円	1,320,000 円
(2) 雑所得		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		* ★ 1,320,000 円

2024年収入金額を記入 ※源泉徴収票の支払金額を記入 ※表面参照

控除額の計算

区分Ⅱ	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額」(※月の金額))									配偶者控除の額		
	①	②	③	96万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 125万円以下		125万円超 130万円以下	130万円超 133万円以下
区分Ⅰ A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	配偶者特別控除の額 30,000 円
B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円	
C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	

配偶者控除 配偶者特別控除

※「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」及び「配偶者定額減税対象」欄は上記「判定」及び「控除額の計算」の表を参考に記載してください。(D)に該当する場合、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできませんが、①又は②の場合には配偶者定額減税対象となります。

所得金額調整控除申告書

あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合は、記載する必要はありません。

○ 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付し、1名を記載することで差し支えありません。
 なお、「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載してください。

○ 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載しなくても構いません。

注意!! 収入が201万5,999円以下の方は必ず記入をお願いします。

あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載)	★特別障害者に該当する事実 (裏面「3-24」を参照)
同一生計配偶者 [※] が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)	
扶養親族が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)	
扶養親族が年齢23歳未満(平14.1.2以後生) (右の☆欄のみを記載)	

(注)「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)、で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人をいいます。

この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

記入例③

令和6年分 給与所得者の保険料控除申告書

所轄税務署長 沼津	給与の支払者の名称(氏名) 株式会社イカイコトラク	(フリガナ) あなたの氏名 伊海 太郎	あなたの住所 又は居所 静岡市清水区吉川431-1
税務署長	給与の支払者の法人番号 沼津市松長787		



保

この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は年金支払期	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人の氏名	新・旧区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)	給与の支払者の確認
〇〇生命	養老	10年	伊海 太郎	伊海 花子	新・旧	(a) 25,000	円
△△生命	養老	10年	伊海 花子	伊海 太郎	新・旧	(a) 80,000	円
(a)のうち新保険料等の金額の合計額 A						25,000	円
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額 B						80,000	円
Aの金額を下計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額 ①						22,500	円
Bの金額を下計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額 ②						45,000	円
①と②のいずれか大きい金額 ③						45,000	円
〇〇生命	介護	10年	伊海 太郎	伊海 太郎	新・旧	(a) 80,000	円
(a)の金額の合計額 C						80,000	円
Cの金額を下計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額 ④						40,000	円
◆◆生命	個人年金	30年	伊海 太郎	伊海 太郎	新・旧	(a) 90,000	円
◆◆生命	個人年金	30年	伊海 太郎	伊海 太郎	新・旧	(a) 30,000	円
(a)のうち新保険料等の金額の合計額 D						90,000	円
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額 E						30,000	円
Dの金額を下計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額 ④						40,000	円
Eの金額を下計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額 ⑤						27,500	円
④と⑤のいずれか大きい金額 ⑥						40,000	円

計算式Ⅰ(新保険料等)※		計算式Ⅱ(旧保険料等)※		生命保険料控除額 計(③+⑥+⑦) (最高120,000円) 120,000
A, C又はDの金額	控除額の計算式	B又はEの金額	控除額の計算式	
20,000円以下	A, C又はDの全額	25,000円以下	B又はEの全額	
20,001円から40,000円まで	(A, C又はD) × 1/2 + 10,000円	25,001円から50,000円まで	(B又はE) × 1/2 + 12,500円	
40,001円から80,000円まで	(A, C又はD) × 1/4 + 20,000円	50,001円から100,000円まで	(B又はE) × 1/4 + 25,000円	
80,001円以上	一律に40,000円	100,001円以上	一律に50,000円	

保険会社等の名称	保険等の種類(目的)	保険期間	保険等の契約者の氏名	地震保険料又は旧長期損害保険料区分	あなたが本年中に支払った保険料等のうち、左欄の区分に該当する金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)	給与の支払者の確認	
××生命	地震建物	5年	伊海 太郎	地震 旧長期	A 30,000	円	
〇〇生命	積立傷害	10年	伊海 太郎	地震 旧長期	19,600	円	
Aのうち地震保険料の金額の合計額					B	30,000	円
Aのうち旧長期損害保険料の金額の合計額					C	19,600	円
Bの金額(最高50,000円) + (Cの金額が10,000円を超える場合は、C × 1/2 + 5,000円) ※					14,800	円	
地震保険料控除額						44,800	円

社会保険の種類	保険料支払先の名称	保険料を負担している人の氏名	あなたが本年中に支払った保険料の金額
社会保険料控除			円
合計(控除額)			円

種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額
小規模企業共済等掛金控除	円
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	円
確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金	円
確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金	円
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	円
国民年金基金連合会などからくる証明書を添付してください。	円

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。